

## 「配電事業公営問題に関する研究—東京都営問題に関連して—」

東京市政調査会編

東京市政調査会刊 / 1946年 / B6版 / 128頁 / 図書番号 OC-0275

---

電圧低下による薄暗い電灯、頻繁に起きる停電、特別な報酬なしには修理工事をしない電気工事従業員。終戦直後の電力消費に対する国民の不満は高まるばかりであった。電気供給事業が私営会社によって経営されていることが、一切の不都合の原因ではないかという声も高まった。

1946年5月、東京都は電気供給事業の都営化の可否について、東京市政調査会に調査を委嘱した。本会では鈴木武雄を主査とする5名からなる調査委員会を設け、官公庁や関係会社からの意見聴取と資料提供を受け、調査を進めた。本書はその調査報告書である。

第1章は、配電事業の経営主体に関する世論の動向である。1941年に公布された配電統制令は、全国400余の配電事業を整理統合して全国を9配電地区に分け、1地区に1配電会社を設立するものであった。電気供給事業を公営していた東京市をはじめとする全国121の地方公共団体は強くこれに反対していた。その配電統制令が1947年9月末に失効するのを前に、各市や市会から配電事業を公営にすべきとの意見が続出している。

第2章では、各市の配電事業公営論を検討する。配電事業を経営することで市の恒久財源を獲得できるとしている各市議会の決議に対し、これまでも地方公共団体は配電会社から出資額に応じて一定額の公納金を受けてきたのであるから、公営化が直ちに新たな財源の確保を意味するものではない、と評している。また、配電経営は相当に思い切った合理化をしない限り、樂觀できる状況にないとする。

第3章では配電事業市営論の問題点として、経営主体として市営と町村営は細分化し過ぎること、経済復興の点から電力消費調整には障害となること、効率面で不利な町村への配慮が必要となることを指摘する。

そして第4章では、配電事業国営論の問題点として、配電は小売業であり、消費者と地域に密着した性格を有するので、国営にはなじまないとする。

第5章では、配電事業の公営を可とする積極的論拠として、配電事業の公益的独占的性格、産業と地方行政の民主化に貢献できること、消費者の代表たる地方議会による監視が可能となる点を挙げる。

第6章では、発送電と配電の設備は国有が最も効率が良いとする。配電事業は都道府県に委任することで、公営の利点を得て市町村営の弊害を回避できるとする。

第7章では、当面の次善策として、発送電と配電設備の国有化に要する膨大な資金が調達できるまで、特別法により日本電業株式会社を創設して、これに日本発送電と9配電会社を統合すれば、株式の書き換えだけで済むという。

第8章では、東京における配電事業は、新会社から東京都へ経営委任するのが理想だとする。これとは相容れないが、都議会の強い希望である東京都による配電事業の買収については、一応認めるとしている。

今後の電気事業のあり方を考える際に、参考となる1冊である。

(田村靖広・市政専門図書館司書課長兼企画調査室長)